

令和4年2月 18 日

関係者 各位

矢巾町立矢巾中学校
校 長 福士 幸雄

教職員の働き方改革に係る留守番電話の設置について(お知らせ)

余寒の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご支援とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、岩手県教育委員会では「学校における働き方改革」を進めるために、「岩手県教職員働き方改革プラン」を制定し教職員の勤務負担軽減と健康確保等に取り組んでいるところです。本校におきましても、教職員の長時間勤務の解消が喫緊の課題となっていることから、留守番電話を設置し、勤務時間外の電話対応をなくすことで、教職員の負担軽減を図ることといたしました。

つきましては、下記のとおり運用を進めますので、ご理解の上ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、留守番電話は矢巾町内の全小中学校で設置し、同様に運用いたします。

記

1. 留守番電話設定時間

(1) 平 日……18時30分～翌日の7時20分

＊本校の勤務時間は、8時20分より16時50分までです。

教職員の退庁時刻により、18時30分より早まる場合があります。

＊長期休業中は16時50分より翌日の8時までです。

(2) 休 日……終日(土曜日、日曜日、祝日、学校閉庁日)

2. 運用開始日

令和4年2月21日(月)より